

次期唐津市教育大綱の策定方針について

令和6年4月25日
唐津市 政策部 市政戦略課

次期唐津市教育大綱の策定方針

- 1 次期唐津市教育大綱の策定に対する基本的な考え
- 2 第3次唐津市総合計画との整合
- 3 国の第4期教育振興基本計画との関係
- 4 次期唐津市教育大綱の期間
- 5 次期唐津市教育大綱の体系
- 6 次期唐津市教育大綱の位置付け

1 次期唐津市教育大綱の策定に対する基本的な考え

- 現教育大綱は、最上位計画である第2次唐津市総合計画の基本目標「生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり」を実現するための教育行政に関する施策の基本方針である。
- 次期教育大綱については、現教育大綱の考えと同様に、現在策定中である第3次唐津市総合計画の目指すべき姿を実現するための基本方針とし、また、魅力ある自然・歴史・文化にあふれた唐津で、未来をひらく唐津の子ども達がたくましく育ち、また、未来に向かって学び、成長していくことを目指すための、唐津市における教育の目標や施策の根本となる方針とする。

2 第3次唐津市総合計画との整合

- 次期教育大綱は、第3次唐津市総合計画の目指すべき姿を実現するための基本方針であることから、策定に当たっては、第3次唐津市総合計画と整合を図り、策定スケジュールについては、第3次唐津市総合計画の策定スケジュールに合わせて策定する。

令和6年度策定スケジュール（案）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総合計画		審議会		審議会	審議会			審議会	パブリックコメント			議会提案
教育大綱	総合教育会議				総合教育会議 (骨子案提示)					総合教育会議 (最終案提示)		市長決裁

3 国の第4期教育振興基本計画との関係

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、国が策定する教育振興基本計画を参酌することとなっていることから、現在の第4期教育振興基本計画を参酌して策定する。[参考資料1]

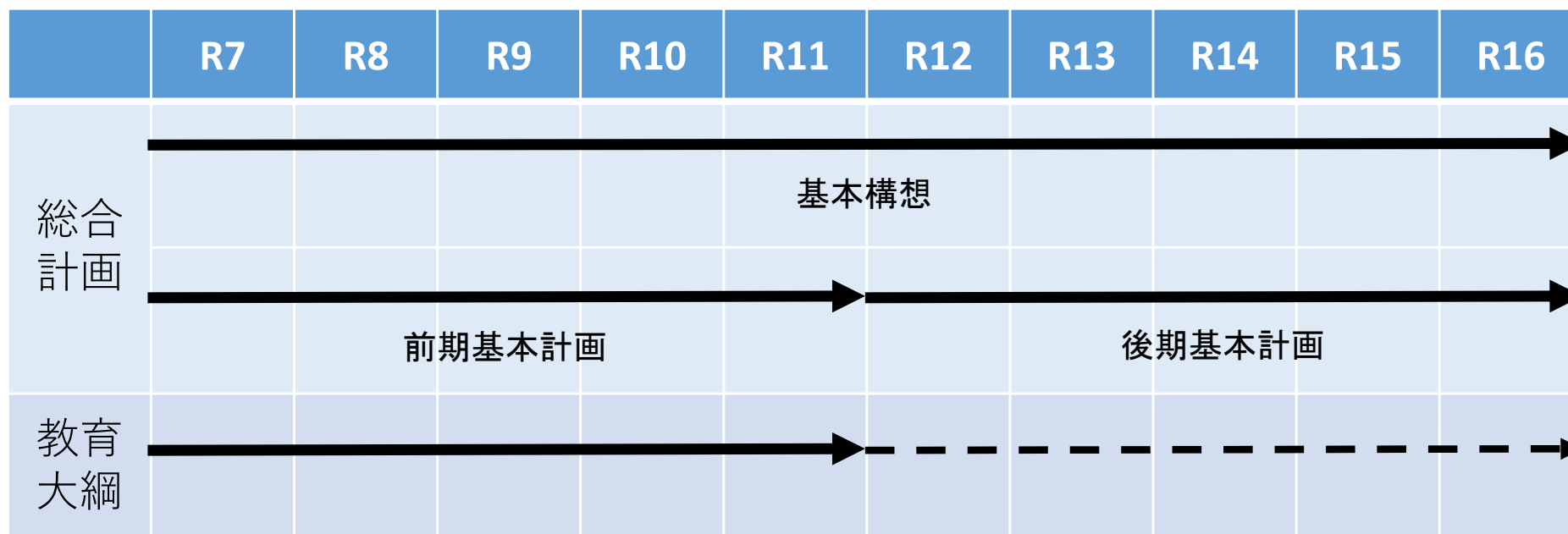
※ 参酌とは、条件等を考慮に入れて、判断すること。(地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容)

<第4期教育振興基本計画の5つの基本的な方針>

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実行性確保のための基盤整備・対話

4 次期唐津市教育大綱の期間

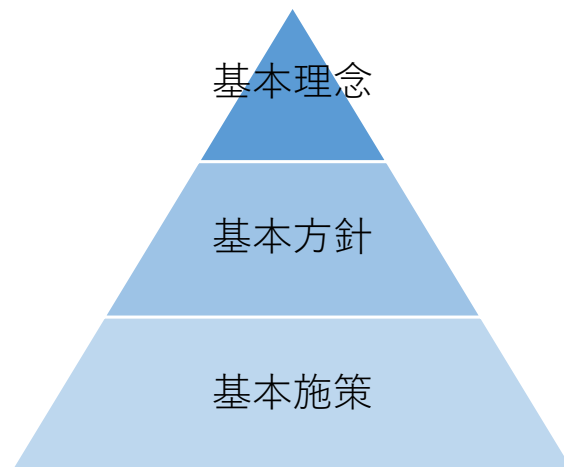
- 整合を図る第3次唐津市総合計画の期間は、基本構想を令和7年度から令和16年度までの10年間、前期基本計画を令和7年度から令和11年度までの5年間とする方針である。総合計画との整合を図る観点から、次期教育大綱の期間は、第3次唐津市総合計画の前期基本計画に合わせて、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。



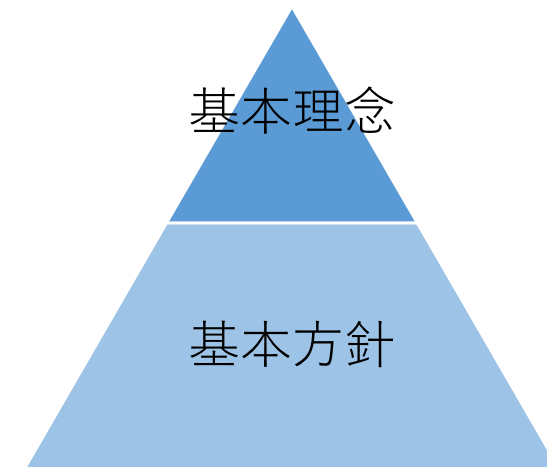
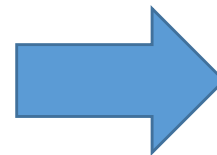
5 次期唐津市教育大綱の体系

- 現教育大綱については、「基本理念」、「基本方針」、「基本施策」で構成しているが、次期教育大綱については、平成26年に文部科学省から、教育大綱に関して「目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない」という通知があっているため、「基本施策」は定めず、「基本理念」、「基本方針」で構成する。[参考資料2]
- 「基本施策」は、詳細な施策として、唐津市教育の基本方針(教育委員会策定)で定めることとする。

現 唐津市教育大綱



次期 唐津市教育大綱



6 次期唐津市教育大綱の位置付け

